

令和4年度

教育委員会定例会（2月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 開催日時・場所

令和5年2月8日(水) 10時00分から10時35分まで
四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	花岡 純
教 育 部 副 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	賀藤 久道	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼 学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 代 理 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 代 理	櫻井 康弘
教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	神本 かおり
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	教 育 部 上 席 主 幹 (ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 担 当) 兼 主 任	村上 始
文 化 ・ 公 民 館 振 興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議案 第2号	令和5年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について
議案 第3号	四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する意見の申し出について
議案 第4号	財産の取得に対する意見の申し出の臨時代理について
議案 第5号	令和5年度一般会計予算に対する意見の申し出について
議案 第6号	令和5年度学校管理職人事の内申について

植田教育長	<p>みなさま、おはようございます。 只今から2月の教育委員会定例会を開催します。 会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。 本日の議事録署名者は、尾崎委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第2号 令和5年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
板谷教育総務課長	<p>議案第2号 令和5年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、議決を求めます。 提案理由といたしましては、令和5年3月に予定されている令和5年度教育委員会課長級以上の事務局職員の人事内示について、教育長をして臨時に代理したく、本案を提案します。 なお、本案件については、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、その臨時に代理した事務の結果を速やかに報告する必要があることから、臨時に代理した後の委員会において報告を予定しております。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。 議案第2号 令和5年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり可決する</p>

<p>(植田教育長)</p>	<p>ことに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第3号 四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する意見の申し出についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>議案第3号 四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する意見の申し出について、四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を令和5年市議会2月定例議会に提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を申し出ることについて、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしまして、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、この基準を準用しております本市条例についても所要の改正をおこないたく、市議会2月定例議会に上程するにあたり、教育委員会の意見を申し出るため、本案を提案いたしました。</p> <p>それでは内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正の内容といたしましては、まず、第6条の次に第6条の2として安全計画の策定等の追加をしております。</p> <p>この、安全計画につきましては厚労省が案として示したものがありますので、今後それに沿って作成していきたいと考えております。</p> <p>次に第12条の次に第12条の2として、業務継続計画の策定等を追加しております。</p> <p>こちらにつきましては、努力義務となっておりますので、今後の状況をみながら検討していきたいと考えております。</p> <p>次に第13条第2項中の「必要な事項を講ずる」とあるものを、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」と改めております。</p> <p>こちらにつきましても、努力義務となっておりますが、研修につきましては、毎年、市の方で様々な分野の研修がおこなわれており、関連する研修があった場合は受講していただいておりますので、今後もそのような形で対応していきたいと考えております。</p>

(勝村青少年育成課長)	<p>改正内容につきましては以上のとおりでございます。</p> <p>なお、附則といたしまして、令和5年4月1日からの施行としております以上、議案第3号の説明とさせていただきます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
山本教育長職務代理者	<p>国の省令の改正に基づく改正ですので、内容に関しては特に問題ありません。</p>
	<p>第13条については具体的に何をするのかは理解できましたが、第6条の安全計画の策定について、事業所の設備の安全点検という内容は理解できるのですが、それ以外の安全計画について、本市ではどのようなことを想定しているのでしょうか。</p>
勝村青少年育成課長	<p>国が示している安全計画の例として大きく3つあります。</p>
	<p>1つが安全点検、1つが児童保護者に対する安全教育、そして最後に訓練と研修が挙げられています。</p>
	<p>安全点検については、月ごとに重点箇所を点検することと、マニュアル等の作成について示されています。</p>
	<p>このマニュアル等の作成については、既にふれあいの方で危機管理マニュアルや緊急対応マニュアルを、感染症については市の方で新型インフルエンザ等対策行動計画がありますので、これらのマニュアルを安全点検のなかで使用することを想定しています。</p>
	<p>児童保護者に対する安全教育については、これらの計画の内容が一定まとまりましたら、ふれあい教室に掲示して周知を図っていきたいと考えています。</p>
	<p>3つめの訓練と研修につきましては、不審者対策や地震発生時の避難訓練等をすでに実施しておりますので、これらを当てはめることで一定完成すると考えています。</p>
佃委員	<p>放課後児童健全育成事業、本市ではふれあい教室ですが、この指導にあたられる職員のみなさんは、先ほどいくつかの研修を挙げていただきましたが、どのような研修を何回程度受けられるのか教えていただけますか。</p>
勝村青少年育成課長	<p>手元に資料がないので詳細な数字を今すぐお示しすることは難しいのですが、毎年夏休みの時期を活用して、不審者対策の訓練と地震発生時の避難訓練の2つを必ず実施しています。</p>

植田教育長	<p>他に確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する意見の申し出について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議題に入る前に、議案第4号から議案第5号については、四條畷市情報公開条例第7条第3号及び第4号に該当する非公開情報が含まれること、また、議案第6号については人事案件でございますので四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第4号から議案第6号については秘密会といたします。</p> <p>(秘密会)</p>
植田教育長	<p>ただいまから、定例会を公開いたします。</p> <p>議案第4号から6号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、その他の案件に移ります。</p>
賀藤教育部副参事兼 学校給食センター所長	<p>私から2点報告させていただきます。</p> <p>1点が2月2日に第2回学校給食会理事会を開催し、令和3年度からの懸念事項であった示談金の取扱い及び令和3年度決算残額の取扱いについて議論いただいたところ、学校及びPTAから、本の購入や、非常用食材の保管等のご意見もいただきましたが、一覧を踏まえて会長に一任をいただきました。</p>

<p>(賀藤教育部副参事兼学校給食センター所長)</p>	<p>たので、改めて学校へ一覧から抜粋したものを送付し、再度学校長からご意見をいただくという流れになりましたことを、報告させていただきます。</p> <p>もう1点が、昨年11月28日に発生した卵等のアレルギー原因食品の誤提供に関する進捗状況についてです。</p> <p>12月中に保険会社等との調整を終え、1月に入り示談書等を含めた書類作成の起案、決裁手続きを進め、2月3日付けで被害に遭われた児童生徒の方々への書類発送が完了したところです。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>この件について、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>この他に事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月29日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 教 育 委 員 尾 崎 靖 二